

令和5（2023）年度～令和6（2024）年度

# 港区の監査概要



第21回港区観光フォトコンテスト2023入賞作品から

MINATO CITY



港区監査委員



# 監査委員とは

監査委員は、地方公共団体に必ず置かれる執行機関であり、区の事務執行の正否や適否をチェックし、住民や議会等に情報を提供します。監査委員は、区長の指揮監督から職務上独立し、公正で効率的な行政運営の確保に努める使命を担っています。

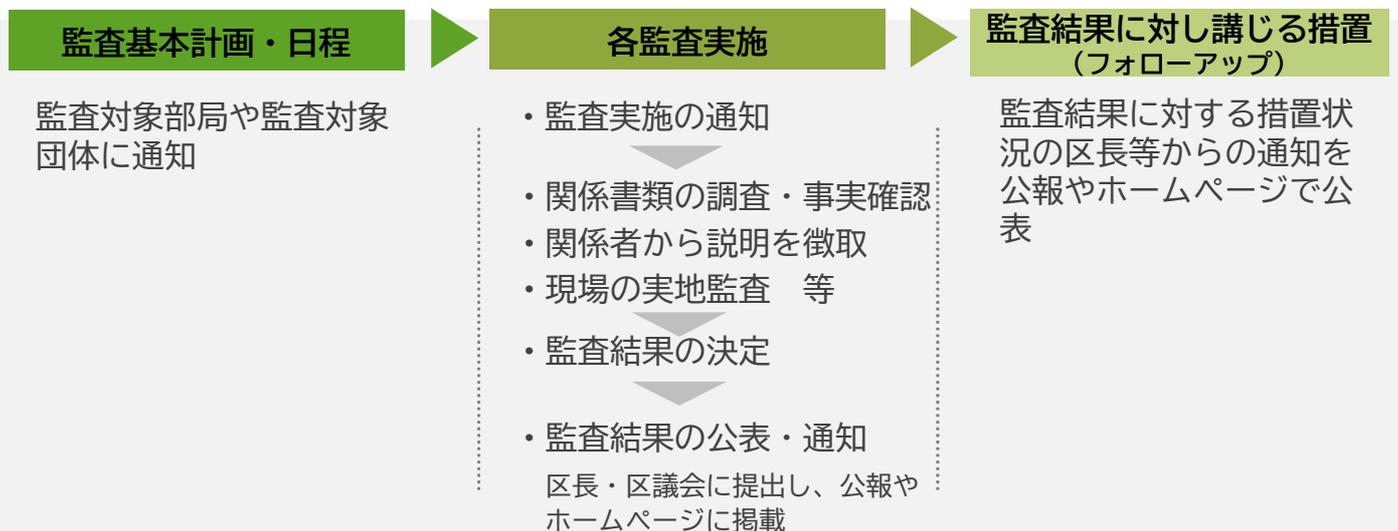
## 1 監査の基本

行政の合規性と効率性の確保という監査の目的を十分に認識し、事務事業や予算執行の適法性、正確性などの検証はもとより、住民福祉の増進やサービスの向上、安全安心の確保など区民の視点に立った監査を実施します。

## 2 主な監査の種類と概要

定期監査	前年度の予算執行や財務に関する事務全般について、適切な事務・管理がなされているかを監査します。
決算等審査等	区長からの付託に基づき、前年度の決算数値の正確性の検証や予算の執行について審査し、財務や事業等に関して意見を述べます。あわせて、健全化判断比率の数値について審査します。
内部統制評価報告書審査	内部統制評価が手続に沿って適切に実施され、内部統制が有効に機能しているかを審査します。
財政援助団体等監査	区の補助金交付団体や指定管理者等を対象に、出納その他の事務の執行が、補助金等の交付の目的に沿って、適正かつ効果的に行われているかを監査します。
随時（工事）監査	区が行う工事について、設計、積算、契約、工事監理などが適正かつ効果的に行われているかを技術面から監査します。
例月出納検査	会計管理者の権限に属する現金の出納について、毎月の計数を確認するとともに、事務処理の適法性について検査します。
住民監査請求	長や行政機関、職員による違法・不当な公金の支出など財務会計上の行為について、区民から監査請求があったものについて監査します。

### 監査事務の基本的な流れ



### 3 監査の視点



### 4 監査の実施概要

#### 《令和5（2023）年度の監査から》

監査区分	実施期間	関係部課等	監査項目・結果等
財政援助団体等 監査	10月～1月	15団体	【監査項目】 補助金、委託料等の適正な執行について 【指摘事項】 14件 【意見事項】 15件
随時（工事） 監査	12月～1月	施設課、 芝浦港南地区 総合支所	【監査項目】 区が行う工事の適正な執行について 【意見事項】 1件
例月出納検査	毎月25日を中心とする 3日間	会計室	【検査項目】 ・一般会計 ・国民健康保険事業会計 ・後期高齢者医療会計 ・介護保険会計 ・特別区民税、国民健康保険料等の収納状況

#### 《令和6（2024）年度の監査から》（令和6年4月～11月）

監査区分	実施期間	関係部課等	監査項目・結果等
定期監査	4月～6月 （前期）	各総合支所、 みなと保健所 を除く各部局	【監査の主な観点】 ・現金、金券等管理事務 ・歳入事務 ・契約事務 ・支出事務 ・施設の安全管理 【指摘事項】 37件 【意見事項】 15件
	8月～10月 （後期）	各総合支所、 みなと保健所	
決算等審査等	7月～8月	会計室 財政課	【各会計決算等審査】 ・令和5年度港区各会計歳入歳出決算等の審査 ・審査した結果についての意見 【健全化判断比率審査】 ・令和5年度港区健全化判断比率の審査 ・審査した結果についての意見 （詳細は審査意見書を御参照ください。）
内部統制評価 報告書審査	9月～11月	内部統制評価 委員会	・令和5年度港区内部統制評価報告書の審査 ・審査した結果についての意見 （詳細は審査意見書を御参照ください。）

指摘事項・・・不適正な事務執行のうち、是正改善が強く求められるもの

意見事項・・・組織及び運営の効率化、適正化等の観点から改善が必要なもの

## 5 令和6（2024）年度定期監査

### 1 定期監査

毎年1回以上、財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、各総合支所及び各部局を対象に監査するものです。（地方自治法第199条第1項・第4項）

### 2 監査の対象

各総合支所及び各部局が、令和5（2023）年度に執行した歳入歳出事務全般です。

### 3 監査の方法

(1)実施期間：令和6年4月4日～6月14日（前期）/令和6年8月29日～10月9日（後期）

#### (2)事情聴取・書面による監査

事務担当者から直接事情聴取し、個別の質疑を通して実態把握を行いました。

また、意思決定に関する起案文書、その他の歳入歳出に係る書類（収入関係書類、契約書、支出関係書類、報告書等）について監査を行いました。内容が不明のときは、各課の担当者に説明や必要な書類の追加提出を求めました。

### 4 監査の結果

#### (1)指摘事項 前期16件/後期21件

契約締結日と納品日の整合性が図れていなかったもの、委託の検査が年度を越えて実施されていたもの、委託の履行確認が適正に行われていなかったもの、前渡金の清算が期限までに実施されていなかったものなどがありました。

#### (2)意見事項 前期10件/後期5件

備品の情報が適正に管理されていなかったもの、一括契約とすべき案件が分割して契約されていたもの、収納金が期日までに払い込まれていなかったもの、旅費の支出額が適正ではなかったものなどがありました。

#### (3)監査結果に対し講じる措置（フォローアップ）

指摘事項や意見事項があった各課は、その事項（監査結果）が発生した原因を追究するとともに、事務改善を行い、職員への注意喚起や情報共有等の措置を講じます。

その内容は、全庁で共有され区長等から監査委員に通知し、ホームページ等で公表します。



## 6 令和5（2023）年度各会計決算等審査等

### 1 各会計決算等審査

区長から提出された各会計歳入歳出決算及び基金運用状況を審査するものです。  
（地方自治法第233条第2項及び第241条第5項）

#### ●審査の結果（令和5年度港区各会計決算等審査意見書）

歳入では、電子マネー決済など様々な納付方法を積極的に周知するなどして特別区民税の更なる増収に努めること、「港区版ふるさと納税制度」の充実に取り組むこと、債権の適正な管理を一層進めること、国民健康保険事業会計における国民健康保険料の対調定収入率は、他の特別会計と比較して低率で推移していることから、引き続き歳入の確保に努めることなどの意見が述べられました。

歳出では、コロナ後の区内中小企業の事業回復や経営を支える取組、人生100年時代の到来を踏まえたシニア層のスポーツの機会の創出、ハイリスク高齢者への支援、障害者・障害児の居場所の確保、オンライン申請を簡略化する仕組みの導入の推進等について期待するなどの意見が述べられました。



審査意見書の区長への提出



審査意見書の議会説明

### 2 健全化判断比率審査

区長から提出された健全化判断比率（地方自治体の財政状況の健全度を示す比率）及びその算定基礎となる書類を審査するものです。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

#### ●審査の結果（令和5年度港区健全化判断比率審査意見書）

健全化判断比率の算定基礎となる書類は適正に作成されており、計数等の数値は適正に算定されているものと認められることから、審査に付された健全化判断比率は、適正であると認められました。



## 7 令和5（2023）年度内部統制評価報告書審査

### 1 内部統制評価報告書審査

区長から提出された内部統制評価報告書を審査するものです。  
（地方自治法第150条第5項）

#### ●審査の結果（令和5年度港区内部統制評価報告書審査意見書）

評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。  
なお、内部統制の取組を区民に対して積極的に周知することが必要であり、周知に当たっては、より区民が理解しやすいよう表現の工夫などに努めること等の意見が述べられました。

## 8 令和5（2023）年度財政援助団体等監査

### 1 財政援助団体等監査

区が財政援助を行っている団体等について、出納その他の事務の執行が、補助金等の交付の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査するものです。  
（地方自治法第199条第5項・第7項）

### 2 監査の対象とした団体や指定管理者等の数

- (1)補助金の交付 5団体
- (2)公の施設の管理委託 10団体（65施設）

### 3 監査の方法

- (1)実施期間：令和5年10月10日～令和6年1月31日
- (2)事情聴取・書面による監査  
起案文書や契約書等の内容確認、実績報告に基づく履行状況の調査、質疑などを行いました。
- (3)実地による監査  
指定管理施設を管理する10団体については、現場での実地監査と確認を行うとともに、税理士による財務監査を実施しました。



 財政援助団体等監査の実査の様子

### 4 監査の結果

一部に改善又は検討を要するものがありました。

- (1)指摘事項14件  
区が承認する前に再委託先の業者と契約していたもの、補助金の申請書類に不備があったものなどがありました。
- (2)意見事項15件  
団体から提出された事業計画書が指定された期日内に提出されていなかったもの、規定する様式に基づく文書が作成されていなかったものなどがありました。
- (3)監査結果に対し講じる措置（フォローアップ）  
指摘事項や意見事項があった各課は、その事項（監査結果）が発生した原因を追究するとともに、事務改善を行い、職員への注意喚起や情報共有等の措置を講じます。  
その内容は、全庁で共有され区長等から監査委員に通知し、ホームページ等で公表します。

## 9 令和5（2023）年度随時（工事）監査

### 1 随時監査

監査委員が定期監査のほかに必要があると認める場合に実施するもので、区では随時監査として工事監査を行っています。（地方自治法第199条第5項）

### 2 監査の対象

#### 建築工事

- ・港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築工事及び関連工事（電気設備、機械設備、昇降機設備）並びに同工事監理等業務委託

#### 土木工事

- ・芝浦三丁目道路整備工事及び道路維持工事

### 3 監査の方法

(1) 実施期間：令和5年12月11日～令和6年1月24日

#### (2) 事情聴取・書面による監査

設計図書や監理書類、施工計画書・報告書の内容確認を行うとともに、工事会社等から事情説明を受け、工事監理や安全対策、仕様に沿った材料の使用等の適否について、建築士等による事前監査を実施しました。

#### (3) 実地による監査

令和6年1月15日に工事現場を確認するとともに、工事関係者から工事監理等に関する説明を受けました。

### 4 監査の結果

#### 意見事項 1件

敷地の形状や隣接地の状況等により、当初の計画から工法を変更せざるを得なくなり、工期が大幅に延長した工事について、事前に十分な調整を行うことが重要であるとの意見が述べられました。



随時（工事）監査の実査の様子



## 10 包括外部監査

条例の規定により2年に1回実施しており、弁護士や公認会計士など外部の人材を活用して、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業、環境や学校教育、観光振興など、特定のテーマを選んで監査します。

令和6（2024）年度は、令和2年度に運用が開始された港区の内部統制について、民間企業における内部統制・コーポレートガバナンスに精通した弁護士及び公認会計士の視点から、「区政におけるガバナンス視点と内部統制の構築及び運用の状況について」を監査テーマに選定しました。

### インフォメーション

監査結果は、港区ホームページと以下の場所で閲覧できます。

- 港区ホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp/>
- 閲覧できる場所(公報の置いてある場所)  
・港区役所3階区政資料室 ・区立図書館 ・各総合支所

QR

### 令和5（2023）年度～令和6（2024）年度 港区の監査概要

発行

令和7（2025）年2月発行  
発行番号 2024157-8711

問い合わせ

港区監査事務局  
〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 ☎03（3578）2782